

福岡県私立各種学校設置認可審査基準

(趣旨)

第1条 私立各種学校（以下「各種学校」という。）の設置認可については、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）その他の関係法令によるほか、この審査基準の定めるところによる。

(設置者の資格)

第2条 各種学校の設置者は、設置する各種学校の安定性、継続性を確保するため、本審査基準において定める基本財産の確保が可能なものとする。

(校長の資格)

第3条 各種学校の校長の資格は、次の各号又は学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第20条第1号中ニからヌに掲げる職の1若しくは2以上に従事した者をいう。

- (1) 法第1条、第124条及び第134条に規定する学校の長の職
- (2) 法第1条に規定する学校の教授、准教授、助教、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者に限る。）及び法第124条及び第134条に規定する学校の教員（常時勤務の者に限る。）の職
- (3) 第1号に掲げる学校の事務職員（単純な労務に雇用された者を除く。）及び法第1条に規定する学校の実習助手、寄宿舎指導員及び学校栄養職員（学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の3に規定する職員のうち栄養教諭以外の者をいい、同法第5条の2に規定する施設の当該職員を含む。）の職

2 前項の規定により難い特別の事情のあるときは、教育に関する職又は教育、学術に関する業務に従事し、かつ、教育に関し高い識見を有する者を校長として採用することができる。

(教員数)

第4条 各種学校には、別表第1に定める数の教員を置くものとする。また、日本語学校については、別表第2に定める数の教員を置くものとする。

(校地等)

第5条 各種学校の校地は、原則として自己所有であり、かつ負担付きでないこととする。ただし、自己所有要件を満たすことが困難な場合であって、借地権又は賃借権の設定登記や借用契約などにより長期間（20年以上）にわたり使用できる保障がある場合など、学校経営の安定性、継続性が担保できると認められるときは、この限りでない。

(校舎等)

第6条 各種学校の校舎は、原則として自己所有であり、かつ負担付きでないこととする。ただし、自己所有要件を満たすことが困難な場合であって、次の各号の一に該当し、かつ、賃借権の設定登記や借用契約などにより長期間（20年以上）にわたり使用できる保障がある場合など、学校経営の安定性、継続性が担保できると認められるときは、この限りでない。

- (1) 建物の全てが各種学校の用に供される場合。
 - (2) 地方公共団体が関与する複合施設の建物の一部を各種学校の用に供する場合であって、校舎と他の用途に供される部分とが明確に区分され、かつ、教育上及び安全上支障がないと認められる場合。
- 2 校舎には、普通教室、教員室、事務室、保健室及び便所を設けることとする。

(設備等)

第7条 各種学校規程（昭和31年文部省令第31号。）第11条に規定する設備は、原則として自己所有でなければならない。ただし、教育用機器備品のうち、一般的に、賃貸借により使用するものについては、この限りではない。

(各種学校としての日本語学校の認可について)

第8条 日本語学校の設置については、原則として、単独の各種学校として認可をおこなう。したがって、各種学校の正課及び付帯教育としては認められない。

附 則

この取扱基準は、平成6年10月1日から施行する。

附 則

この取扱基準は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

この取扱基準は、平成 19 年 12 月 26 日から施行する。ただし、第 3 条第 2 号中「教頭」とあるのを「副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭」と改めることについては、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この審査基準は、令和 3 年 1 月 21 日から施行する。

福岡県私立各種学校設置認可審査基準（別表）

別表第1 各種学校の教員数

生徒定員の区分	教員数
生徒数 80人まで	3
生徒数 81人以上	$3 + \frac{\text{生徒総定員} - 80}{40}$
生徒数201人以上	$6 + \frac{\text{生徒総定員} - 200}{60}$

別表第2 各種学校（日本語学校）の教員数

生徒定員の区分	教員数
生徒数 60人まで	3
生徒数 61人以上	$3 + \frac{\text{生徒総定員} - 60}{20}$